

IV 札幌市における公立夜間中学の設置に係る基本方針

札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿

『生徒の誰もが安心して、学びの主役となれる多様性を尊重する学校』

札幌市が設置する公立夜間中学の学校づくりの視点

項目		内容
一人一人の夢や願いの実現につながる多様性を尊重	ア 多様性の尊重	国籍や年齢などの多様な生徒が在籍できるという特徴を生かし、生徒も教職員も共に学び合いながら、互いの多様性を尊重。
	イ 学び直しの実現	授業時間や授業内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含め、一人一人の習熟の度合いや理解の進度に応じた学び直しを実現。
	ウ 実社会で生きる学ぶ力の育成	ICT等様々な学習教材を活用し、学ぶ意欲とともに基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、実社会で生きる「学ぶ力」を育成。
	エ 学ぶ喜びと自信につながる支援	教師が生徒の可能性を信じ、自己表現の機会を大切にし、生徒自身が自己の成長を実感することで学ぶ喜びと自信につながるよう支援。
	オ 日本語指導の実施	日本語に不安のある生徒が、日本語での教科学習や学校生活に適應できるよう、日本語指導を実施。
	カ 社会性の育成	学校行事を大切にするとともに、卒業後すぐに社会参画できることなどを意識した体験的な学習を取り入れ、社会性を育成。
	キ 自分らしい生き方への支援	進路探究学習を通じて、卒業後の進路はもとより、自らの将来を描く力を身に付けるなど、自分らしい生き方を実現できるよう支援。
生徒の誰もが安心して学びの主役となれる学校の環境整備	ア 少人数指導体制の充実	習熟度別にクラスを分けたり、一つのクラスで個別指導や少人数指導を導入するなど、複数の教員等で指導する体制づくりに取り組む。
	イ 学習支援体制の充実	学びのサポーターなどの各種ボランティアと積極的に連携するなどして、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりに取り組む。
	ウ 教育相談体制の充実	養護教諭を配置するとともに、スクールカウンセラー等専門家の支援を含め、きめ細かな教育相談に対応する体制づくりに取り組む。
	エ 継続した学校生活に向けた環境への配慮	身体的経済的事情等で学校生活を断念することが無いよう、施設・設備の配慮や、生徒が負担する費用の低廉化への配慮に加え、就学援助に類する経済的支援の実施や給食等の提供についても検討。
	オ 日本語や日本文化の不安への配慮	日本語指導の教材や映像等を活用した学習を積極的に取り入れたりと、日本の学校生活に関する相談において、適宜通訳等を活用できるような支援体制づくりに取り組む。

V 札幌市における公立夜間中学の設置の枠組

1 入学対象：以下の全てを満たす人

- ・学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人
 - ・中学校を卒業していない人、または、不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかった人
 - ・原則札幌市内に居住する人
- ※現時点では北海道内に1校であることから、北海道教育委員会の協力の下に連携の意向がある近隣市町村に在住の方についても受け入れる方向で調整を進める。

2 開校年次：令和4年4月

3 設置形態：単独中学校として開設

教育活動の充実と独立性を重視し、単独校で設置。
 ※国の標準に基づく教職員配置例…学校規模が1学年1学級の場合、中学校併設の二部学級は3～5名、分校は9名、単独校は校長を含めて11名。

4 学校規模：1学年1学級（計3学級）

全国の公立夜間中学の在籍者数の平均が52名程度であることや札幌市で行ったアンケートの状況を踏まえ、学校規模は1学年1学級とする。

5 設置場所：札幌市立資生館小学校内に設置

市内全域からのアクセスや活用可能なスペースがあり早期開設が可能であることなどを勘案し決定。

6 修業年限：3年（在籍上限原則6年）

じっくり学びたい方へのニーズに応えるため、原則として最長6年までの在籍を可能とする。

7 入学時期：9月までを入学可能期間とする

柔軟な入学制度に関するニーズに対応するため、上半期を入学可能期間と設定。

8 編入学対応：中学2年、中学3年からの編入学も可能とする

高校等への進学や就職などを目指す生徒に適切な学びの期間を設定するため、中途学年からの編入学も可能とする。

VI その他

1 関係機関等との連携

札幌市若者総合支援センターや札幌国際プラザ、自主夜間中学、大通高校などの関係機関等と連携して取り組む。

2 継続的な改善への取組

主役である生徒のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要がある学校であることから、開校後も学校評議員制度などを活用し、より広範な関係者の意見を聞きながら適宜改善に向けた取組を進める。

3 研修体制の整備と他の市立学校への理念の普及

夜間中学に勤務する教員への研修体制を充実するとともに、他の市立学校教員への研修や小学校等との人事交流をするなどし、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努める。

4 市民への広報・周知

適切な時期に説明会を開いたり、外国語パンフレットを作成するなど対象となる方やその周りの方に届く情報提供を進めていくとともに、夜間中学を広く理解していただくことを目的に市民への広報についても行う。